

法第43条第2項第2号許可申請図面・建築審査会用資料 作成マニュアル

- ★ 事前協議（現地調査・経過調査・関係課協議）終了の後、許可申請に必要な承諾書の取得など書類を整え、建築審査会の前月の15日までに許可申請書の提出と同時に建築審査会用資料を1部提出してください。

- ★ 建築審査会用資料とは次のとおりです。
包括同意（基準にすべて適合）と個別同意（適合しない基準あり）の場合とでは、提出図面が異なります。

包括同意の場合：1 位置図、2 現況図兼計画図

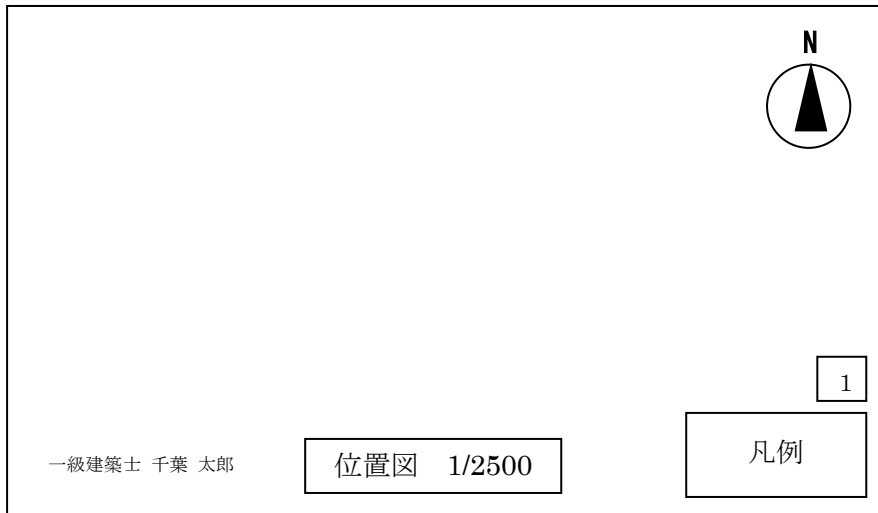
個別同意の場合：1 位置図、2 現況図兼計画図、3 現況写真、4 公図の写し
5 平面図、6 立面図（一戸建て住宅の場合5、6は除く）

※案件によって、上記以外の図面を用意していただく場合があります。

図面は全てA3版とします。




- ★ 建築審査会用資料の提出・完成までフローは次のとおりです。
 - ① 申請時に提出された図面を職員がチェックし訂正内容を伝えます。
 - ② 図面修正をしていただきます。
 - ③ 建築審査会用資料として認められるか再確認します。
 - ④ 認められた資料をPDFデータ【ファイルサイズ：8MB程度まで（メールの受信可能容量の都合による）】とし、電子メールにて提出してください。（建築審査会の10日前までが最終提出期限となります。）

【1. 位置図】 A 3 版（以下の図面も同様）



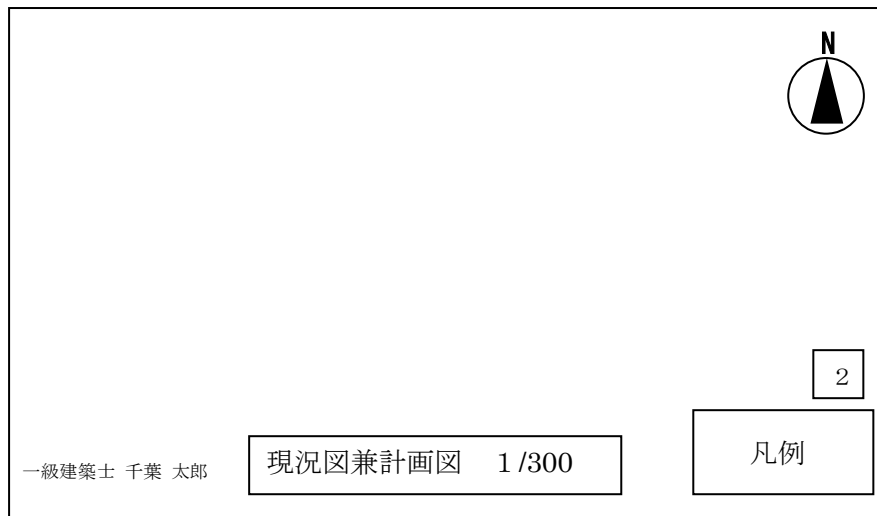
- ・ 千葉市都市図を使用する。
- ・ 通路が接している一定範囲の道路（建築基準法上の道路）を緑色で着色する。
- ・ 審査対象の通路又は道を黄色で着色する。
- ・ 計画敷地は太く赤で囲み、持ち出し線で計画敷地と記載する。
- ・ 図面右下に凡例（※）を表示する。
- ・ 計画敷地は、できるだけ都市図の中心に配置（計画地が都市図の端にある場合はもう一枚都市図を組み合わせる）し、目標となる駅・鉄道・区役所・小学校・中学校・消防署等（青色線で囲む）を明示する。
- ・ 都市図内に駅がない場合は、最寄り駅を「↑至 JR 千葉駅」等と欄外に記載する。
- ・ 消火栓が設置されている場合は、消火栓の設置位置に○（赤色）の印と消火栓と記入する。
記入箇所は計画敷地から近い2か所程度とする。
(消火栓が無い場合は、防火水槽等の位置を記入する)
- ・ 方位を表示する。
- ・ 図面作成者の資格と記名をする。(例：一級建築士 千葉 太郎)
※審査会用資料には、押印不要です。(以上、各図面共通)

※凡例の記載例

凡 例	
	建築基準法上の道路（緑色）
	審査対象通路又は道（黄色）
	計画敷地（赤色）

← (注) 色塗り潰し
色塗り潰し
色囲い線

【2. 現況図兼計画図】



接続道路（建築基準法の道路）について

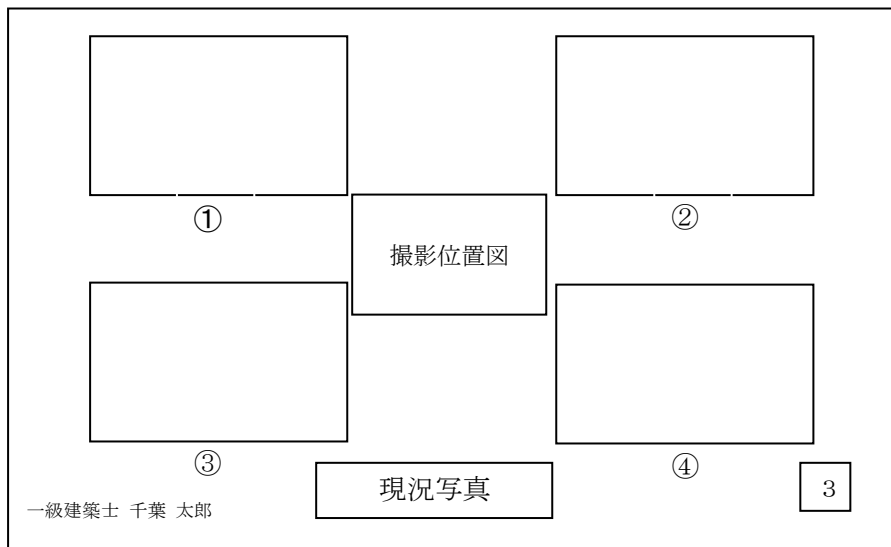
- 通路が接している一定の範囲の道路（建築基準法上の道路）を緑色で塗り、道路の中心線、幅員及び道路種別を記入する。
- 法第42条第2項道路の場合は、道路中心線、現況幅員、後退距離、中心線から後退線までの距離（2m両側）、後退後の全体の幅員（4m）を記入する。
また、後退済みの道路境界線は実線で、将来後退する境界線は点線で記入し、全体の幅員を緑で着色する。

通路について

- 4m以上の通路の線は、実線で記入し黄色で着色する。（通路部分に「43条2項2号通路」と記入しない。）なお、4m未満の通路は、現況幅員及び後退済み部分（実線）、中心線（一点鎖線 一・一・一）、後退距離、中心線から後退線までの距離（2m両側）、後退後の全体の幅員（4m）、後退線（点線）を記入する。
- 拡幅の承諾が得られている部分については、後退線までオレンジ色で着色するが、拡幅の承諾が得られていない部分は着色せず、現況の通路部分のみを黄色で着色する。
あわせて、承諾が得られていない部分の敷地に赤字で「拡幅承諾なし」と記入する。
- 通路部分に仕様（アスファルト舗装又は砂利敷き）を記入する。
- 通路にU字溝等が設置されている場合は、実線で記入しU字溝と記入する。
（汚水・雨水管、汚水・雨水枡などは記入しない。）
- 通路に接している敷地の形状、建物の用途、階数や土地利用状況（空地、駐車場、畑等）を記入する。範囲・縮尺は担当者と協議する。
- 通路、通路に接している敷地、道路、計画敷地、計画敷地を±0とし、周りの高低差を記入する。（高低差は他の寸法と混合しないよう□囲いをして表示する。+○○○）
- 道路から計画敷地までの通路長さ（道路中心線上に 通路L=○○.○m）を記入する。
- 計画敷地は赤で囲み、計画建築物の外形線と配置寸法を記入する。また、玄関の位置に▲印を記入する。
- 図面右下に凡例（位置図などと共通）を表示する。

- ・ 包括・個別同意の場合ともに、過去のただし書き許可(□A)又は建築主事による確認(Ⓐ)の種別及び許可等の年(例:H29)を、通路に面する他の敷地内に記入(詳細は、担当者より別途指示をします。)
- ・ 計画敷地の裏側の土地利用状況を記入する。
- ・ 方位を表示する。
- ・ 縮尺は通路全体をなるべく大きく表示できる縮尺とする。
- * 雨水・汚水の排水状況・計画について調査すること。
- * 給水の種類について調査すること。(県水か市水か井戸か)特に市街化調整区域の場合

【3. 現況写真】

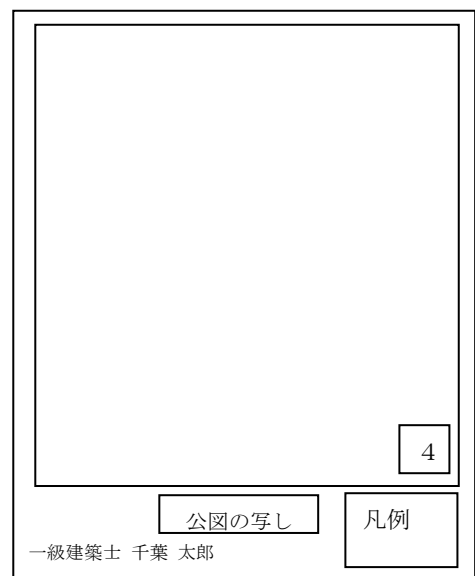


撮影ポイント 審査会資料としては原則として4か所(必要により追加)

- ・ ① 通路が建築基準法の道路と接している部分。(道路部分を緑色の線で示す)
- ・ ② 道路から通路を撮った写真。(通路部分を黄色の線で示す)
- ・ ③ 通路から計画敷地を撮った写真。(計画地は赤の線で示す)
- ・ ④ 通路の奥から通路を撮った写真。
- ・ その他必要と思われる場所。
- ・ 中心部分に、縮小した【現況図兼計画図】に写真の撮影方向と写真番号を記入した撮影位置図を表示する。

【4. 公図の写し】

- ・ 位置図及び現況図兼計画図と同様に基準法上の道路(緑)、通路(黄色)、敷地(赤囲い)の色をつける。後退線の点線等も記入する。
- ・ 図面右下に凡例(位置図などと共通)を表示する。
- ・ 図面番号 □4 とする。



【1. 位置図】(例)



(フォントサイズ`18pt程度)

一級建築士 千葉 太郎

【2. 現況図兼計画図】(例)

1. 接続道路（建築基準法上の道路）について

- ・ 通路が接している一定の範囲の道路（建築基準法上の道路）を**緑色**で着色し、道路の中心線、幅員及び道路種別を記入する。
- ・ 法42条2項道路の場合は、道路中心線、現況幅員、後退距離、中心線から後退線までの距離（両側2m）、後退線の全体の幅員（4m）を記入する。また、後退済みの道路境界線は**実線**で、未後退部分の境界線は**点線**で記入し、全体の幅員（4m）を**緑色**で着色する。

2. 通路・道について

- ・ 4m以上の通路の線は**実線**で記入し**黄色**で着色する。なお、4m未満の通路は、現況幅員及び後退済み部分（**実線**）、中心線（1点鎖線 - · - · - ·）後退距離、中心線から後退線までの距離（両側2m）、後退後の全体の幅員（4m）、後退線（**点線**）を記入する。
- ・ 後退の承諾が得られている敷地については、後退線まで**オレンジ**色で着色する。
 - ・ ・ ・ 【左図①参照】
- ・ 後退の承諾が得られていない場合は、現況の通路部分のみを**黄色**で着色し、敷地部分に赤字で「**拡幅承諾なし**」と記入する。
 - ・ ・ ・ 【左図②参照】
- ・ 通路にU字溝等が設置されている場合は、**実線**で記入し「U字溝」と記入する。（污水・雨水管、污水・雨水枡などは記入しない。）
- ・ 通路にすみ切りがある場合は、斜辺の長さを記入する。（接続する道路が2項道路の場合は、斜辺の長さは後退線からの長さとする。）
- ・ 通路に接している敷地の形状、建物用途、階数、土地利用状況（空地、駐車場、畑等）を記入する。範囲・縮尺は担当者と協議する。
- ・ 通路、通路に接している敷地、道路、計画敷地、計画敷地を±0とし、隣接地、通路・道の高低差を記入する。（高低差は他の寸法と混同しないように□囲いをして表示する。）
- ・ 道路（2項道路の場合は後退線）から計画敷地までの通路長さ（道路中心線上にL=〇〇.〇m）を記入する。
- ・ 通路に「アスファルト舗装」又は「砂利敷き」の舗装種別を記入する。

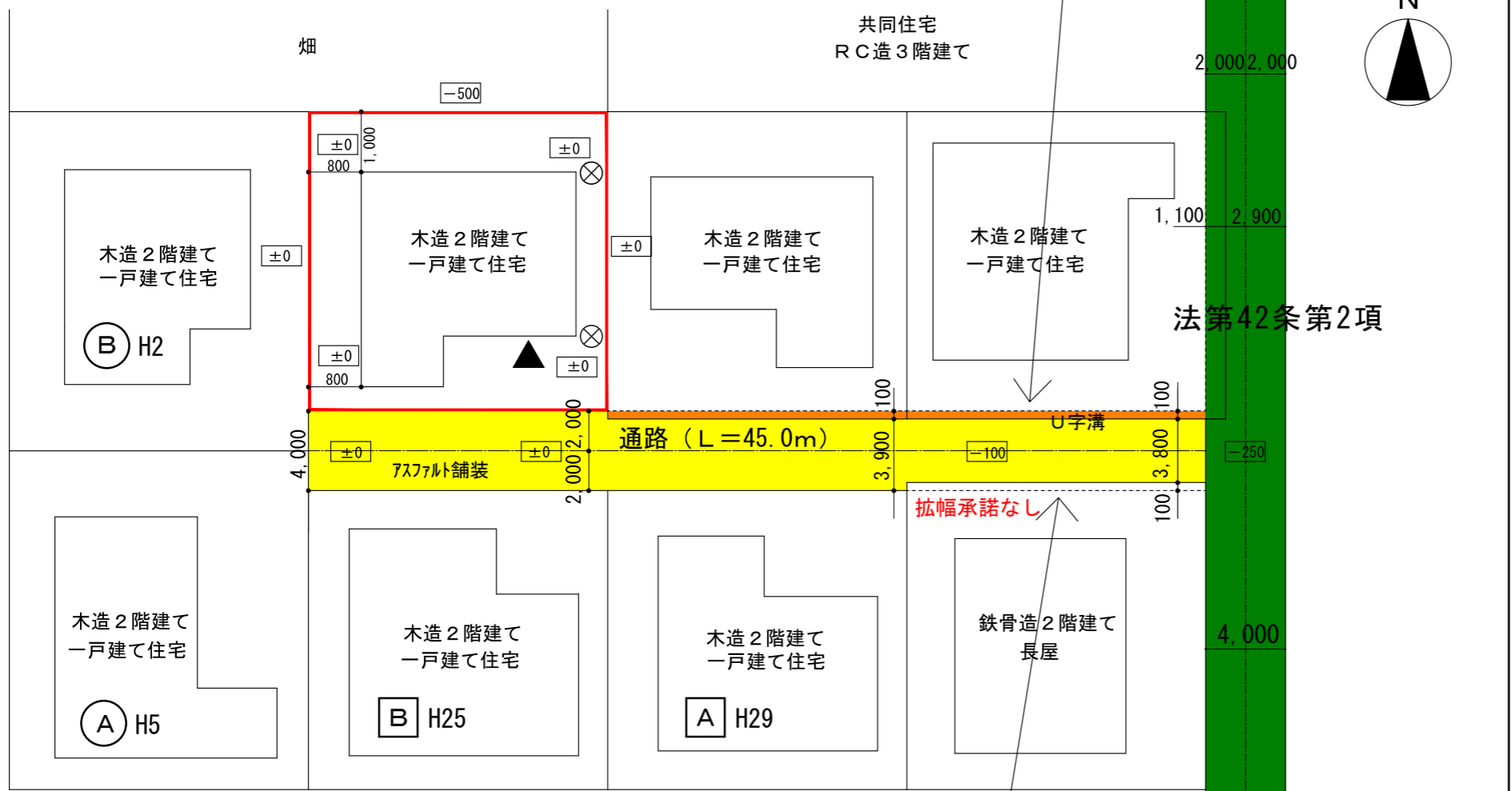
3. その他

- ・ 計画敷地は**赤線**で囲み、計画建築物の外形線と配置寸法を記入する。また、玄関の位置に▲印を記入する。
- ・ 図面右下に凡例を表示する。
- ・ 包括・個別同意の場合ともに、過去のただし書き許可 [A] 又は建築主事によるただし書きで確認 (A) の種別及び許可した年 (H29) を通路に面する他の敷地内に記入。アルファベット（許可した年の新しいもの順）、許可した年等、詳細は担当より別途指示をします。あわせて、凡例を記入する。
- ・ 幅員が4m未満の場合、「※外壁・軒裏、開口部の構造等」を記入する。
- ・ 通路に側溝等がない場合、「※敷地内の雨水の処理方法」を記入し、浸透枡等を設ける場合は、その設置箇所に⊗印を記入する。
- ・ 申請敷地の裏側の土地利用状況を記入する。
- ・ 図面のサイズはA3版で作成する。
- ・ 縮尺は通路全体をなるべく大きく表示できる縮尺とする（1/250~1/300程度）

※計画建物は、外壁・軒裏を防火構造
延焼の恐れのある部分の開口部を防火設備
.....（幅員が4m未満の場合に記載）

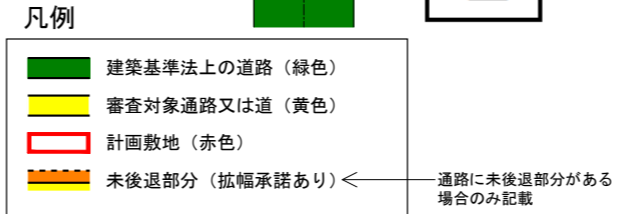
※敷地内の雨水は浸透枡にて処理
.....（通路に側溝等がない場合に記載）

※外壁・軒裏が「準耐火構造」の場合でも、便宜上、
基準のとおり「防火構造」と記載する。



[A] [B] : 審査会の同意を得て許可 ※包括・個別同意の場合ともに記載する

[A] [B] : 建築主事によるただし書きで確認

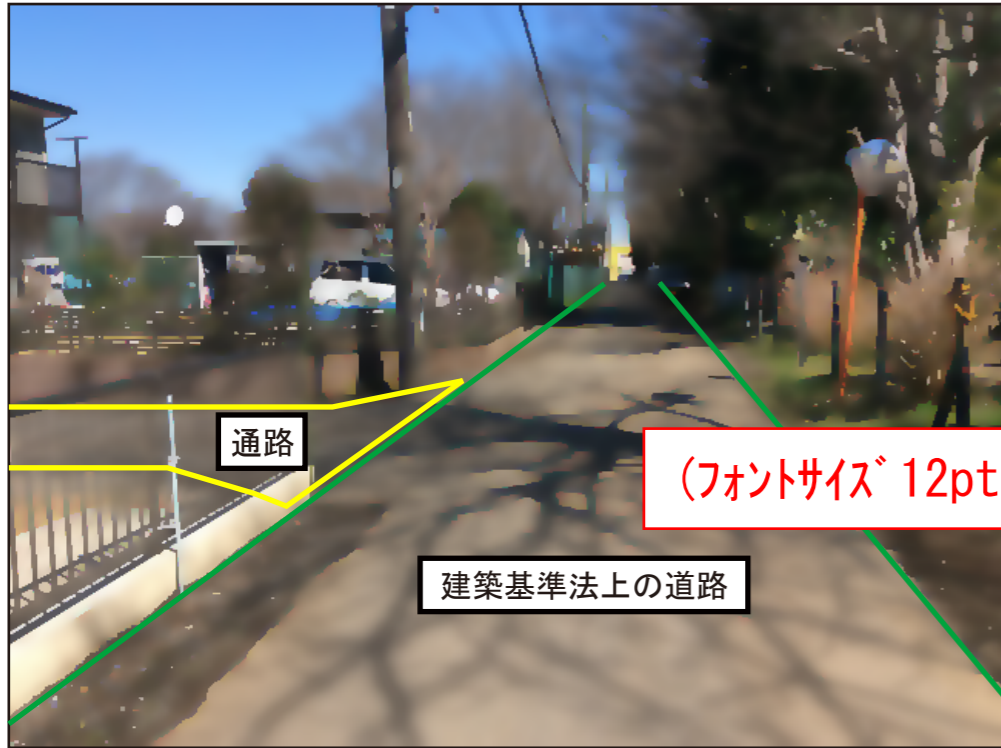


一級建築士 千葉 一郎

現況図兼計画図 S = 1 / 300

②

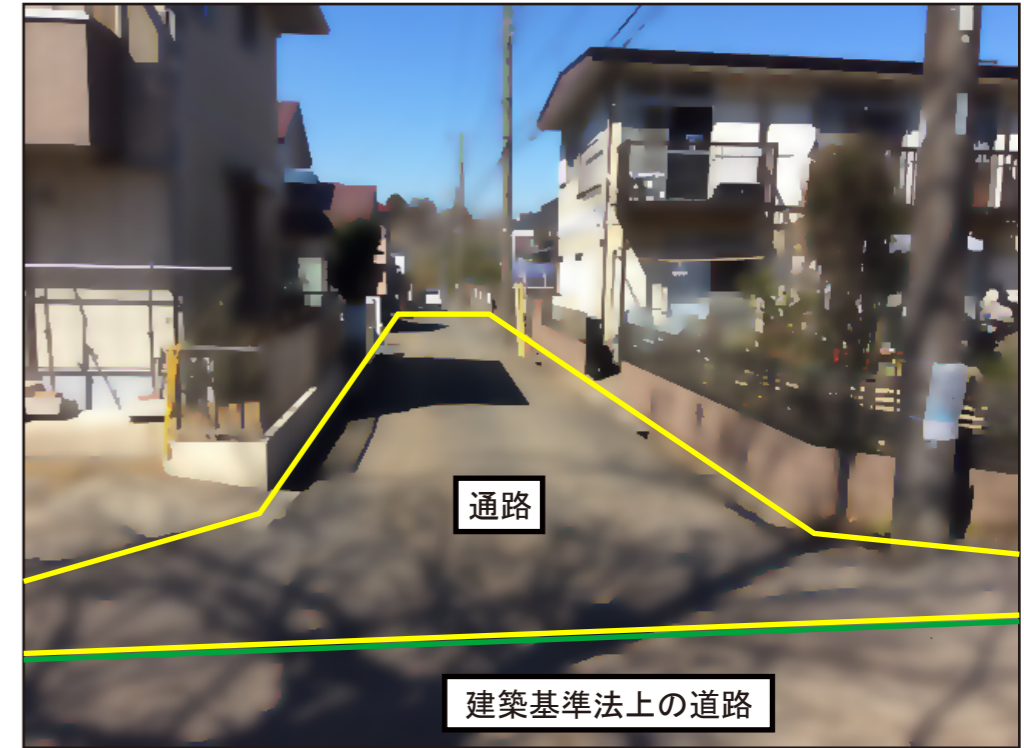
【3. 現況写真】(例)



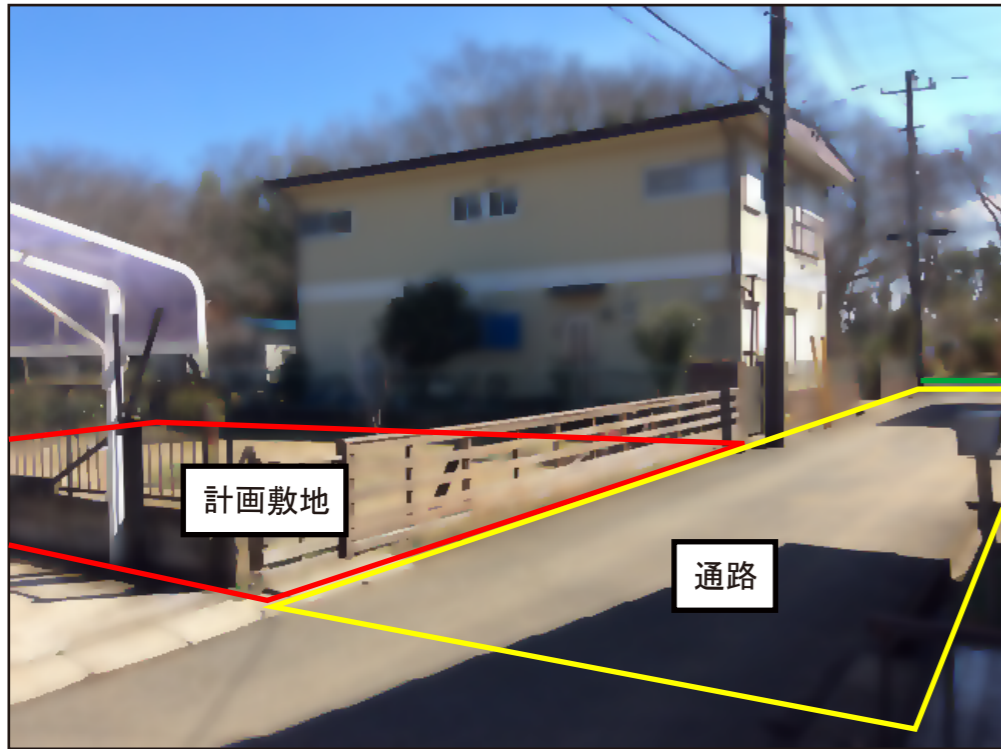
①

(フォントサイズ 12pt程度)

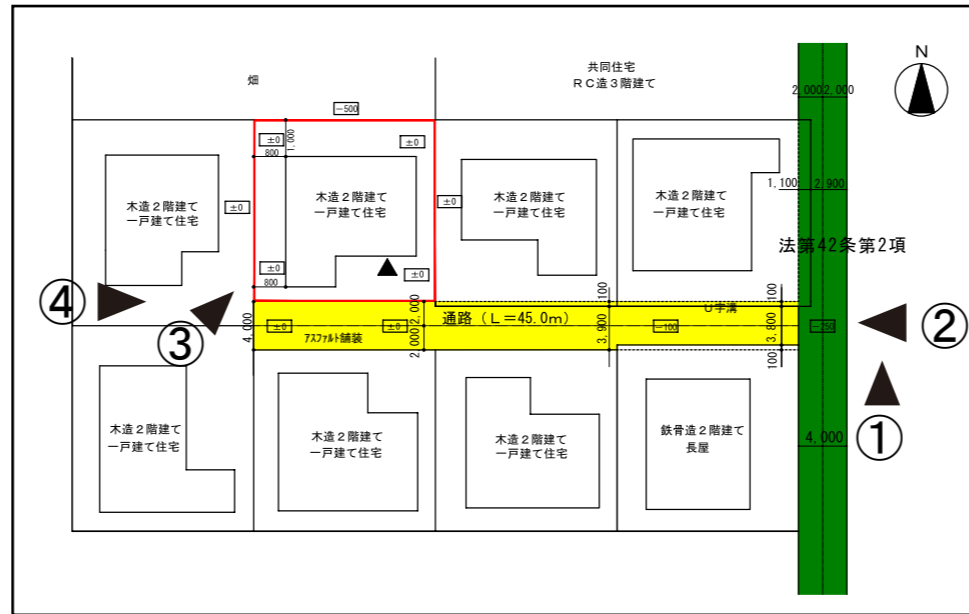
- ※実際には、鮮明な写真を添付してください。
- ・コントラストの小さいもの
- ・人や車等の写り込みがないもの



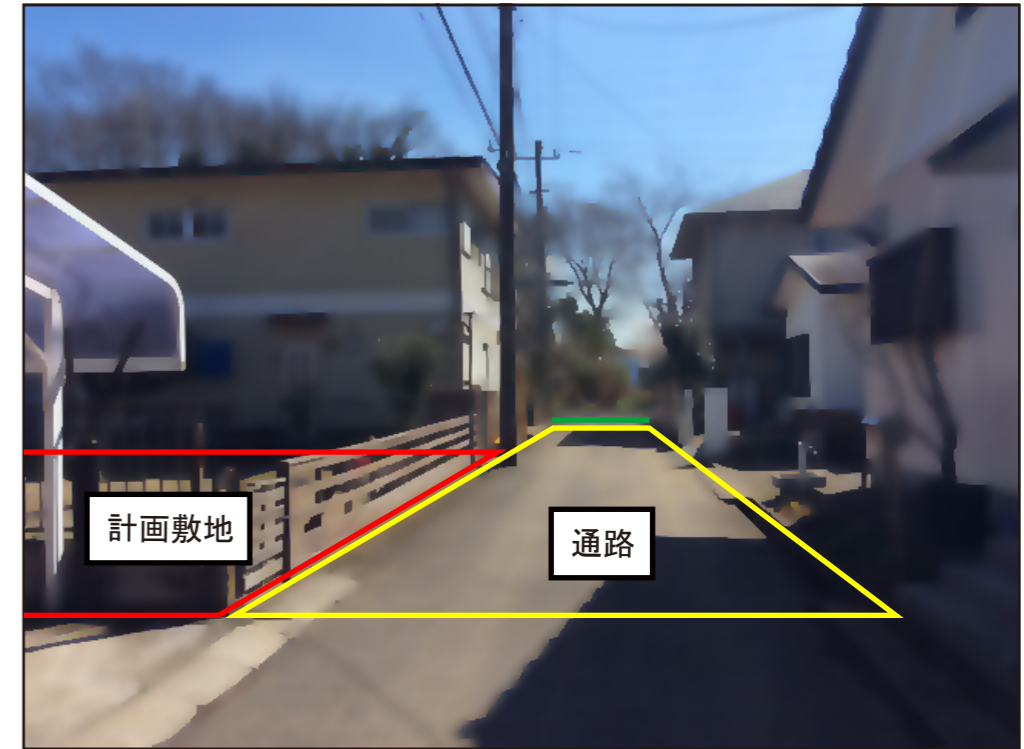
②



③



※撮影位置図（現況図兼計画図の縮小版）に
撮影方向と写真番号を追記する。

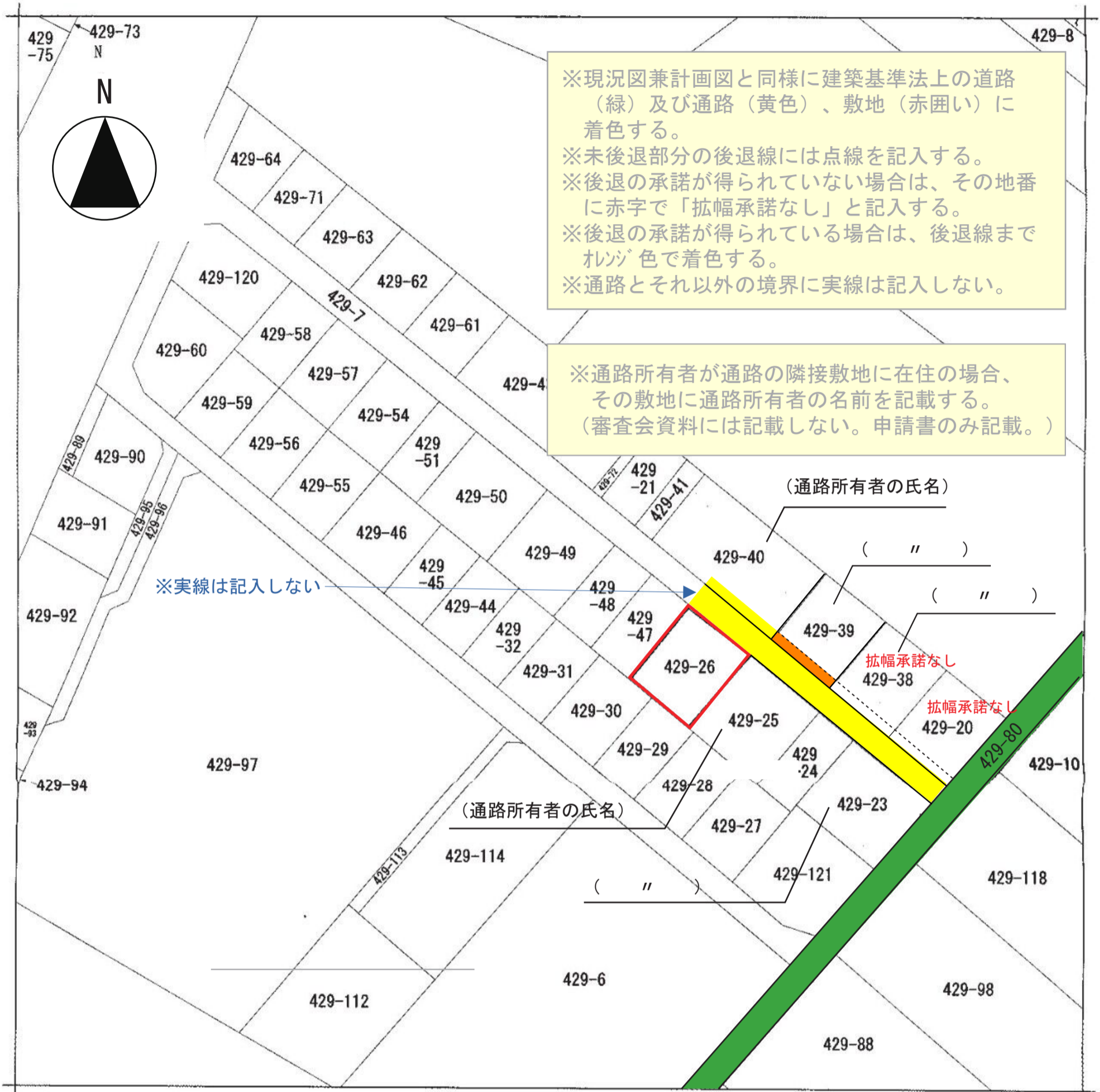


④

現況写真

(フォントサイズ 24pt程度)





【4. 公図の写し】(例)



4

一級建築士 千葉 太郎

公図の写し

凡 例	
	建築基準法上の道路 (緑色)
	審査対象通路又は道 (黄色)
	計画敷地 (赤色)
	通路 未後退部分 (拡幅承諾あり)